

選定療養費に関する事項について

1) 特別療養環境の提供

特別療養環境については、「差額室料一覧」をご参照ください。

2) 入院期間が180日を超える場合の費用の徴収について

入院医療の必要性が低いが患者さまの事情により長期（180日以上）に入院している患者さまに対する特別の料金（1,760円／日）をお支払いいただくものです。ただし、180日を超えて入院されている患者さまであっても、15歳未満の患者さまや難病、人工呼吸器を使用している状態など厚生労働省が定める状態にある患者さまは、健康保険が適用されます。

医療法人社団中山会

湯河原胃腸病院